

2019年10月30日

就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議 御中

日本・東京商工会議所

採用選考活動に関するルールについて

大学等の新卒における採用選考活動に関するルールは、いわゆる「青田買い」等の防止を目的に、1953年に企業と大学との間で「就職協定」が定められた。以降、一時の空白期間はあったものの、現在に至るまで一定のルールは存在している。

採用選考活動に関するルールについて、日本商工会議所は、1962年に「就職協定」が廃止された際に混乱が生じたことを受けて設置された検討の場から一貫して「採用選考活動には何らかのルールが必要である」と主張してきた。

また、企業の人手不足は年々深刻化しており、直近の調査では66.4%の企業が人手不足を訴えるなど、最大の経営課題となっている一方で、特に中小企業には専任の人事・労務担当者がいない場合が多いことから、採用選考活動が早期化・長期化すると中小企業の負担が一層増加することが懸念される。

当所では、これまで会頭記者会見等を通じて標記に係る見解を述べてきたが、改めて下記により意見を申しあげる。

記

<ルールの必要性>

- 現在の採用選考活動は、大企業の活動が終わった後に中小企業の活動が本格化するのが実態である。特に、新卒採用を実施している中小企業においても、計画通りに採用を充足できた企業は約3割に留まっている。
- また、中小企業では毎年人手不足が深刻化しており、直近の調査では66.4%の中小企業で人手不足を訴える等、最大の経営課題となっている。
- このような状況下において、採用選考に関する一定のルールが廃止され、採用選考活動がさらに早期化・長期化した場合、学生の混乱、さらには学業時間の確保を妨げる恐れがあるとともに、中小企業に一層の負担が増加することが懸念される。
- 従って、採用選考活動に関する何らかのルールは必要であり、加えて、政府はルールを幅広く周知していくべきである。
- なお、商工会議所は、関係省庁連絡会議の決定事項を会員企業へ広く周知していく。

<ルールの策定主体>

- 採用選考活動に関するルールの策定は、「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議（以下、関係省庁連絡会議）」で検討することが望ましい。

<広報・選考活動開始時期>

- 広報・選考活動開始時期は、関係省庁連絡会議で検討することが望ましい。
- なお、当所は現状の時期について、特段の問題は生じていないと認識している。

以上